

# 戸田市受動喫煙防止対策 ガイドライン



平成30年3月

## 目 次

第1章 基本的な考え方	1
第2章 受動喫煙防止の必要性	2
1 受動喫煙とは	2
2 たばこの煙に含まれる有害物質	2
3 受動喫煙による健康影響	3
第3章 用語の定義	5
1 禁煙（敷地内禁煙、屋内禁煙）	5
2 完全分煙	6
3 その他	6
第4章 受動喫煙防止対策の目指す姿	6
1 戸田市全体	6
2 公共施設	8
第5章 戸田市における受動喫煙防止の取り組み	9
参考資料	

## 第1章 基本的な考え方

喫煙はたばこを吸っている本人だけでなく、周囲のたばこを吸わない人の健康にも多大な影響を与えてしまいます。そのため、受動喫煙防止対策を進めることが重要な課題となっています。

受動喫煙防止対策における国際的な動向としては、平成17年2月にWHO（世界保健機関）が、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を発効させ、「たばこの煙にさらされることからの保護」を規定しました。また、わが国においても、平成15年5月に健康増進法第25条において、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止のための措置を講じることを努力義務とし、さらに、平成22年には、厚生労働省から、多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべきことが示されるなど、受動喫煙を取り巻く環境は大きく変化しています。そして、2020年に予定されている東京オリンピック・パラリンピックにおいては、国全体の取り組みへの機運を高めるため、受動喫煙防止対策の更なる強化が求められています。

本市においても、「戸田市健康増進計画」において、喫煙や受動喫

煙の機会を減らす取り組みを掲げてきたところですが、このたび、国の動向を踏まえ、一層の推進を図るため、「戸田市受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定し、受動喫煙による健康への影響から市民を守り、市民が健康で快適に過ごすことができる環境づくりを推進します。

## 第2章 受動喫煙防止の必要性

### 1 受動喫煙とは

本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを「受動喫煙」といい、喫煙者だけでなく周りの人の健康にも大きな影響をおよぼします。

### 2 たばこの煙に含まれる有害物質

タバコの煙には約5,300種類の科学物質が、その中には、ニコチン・一酸化炭素などの有害物質は200種類以上、タールなど約70種類の発がん性物質が含まれています。

これらの有害物質は、喫煙者が吸い込む「主流煙」より、火のついたタバコの先から出る「副流煙」に多く含まれており、更にアルカリ性で目や鼻などの粘膜への刺激も強いという特徴があります。

## ＜副流煙に含まれる有害物質＞

副流煙には主流煙に比べ下記の有害物質等が多く含まれています

※フィルターつき紙巻たばこの場合

**ニコチン**（猛毒で強い依存性）が **2.8 倍**

**タール**（発がん性物質含む）が **3.4 倍**

**一酸化炭素**（動脈硬化を促進）が **4.7 倍**

副流煙・・・  
火をつけたタバコの先から立ち上る煙

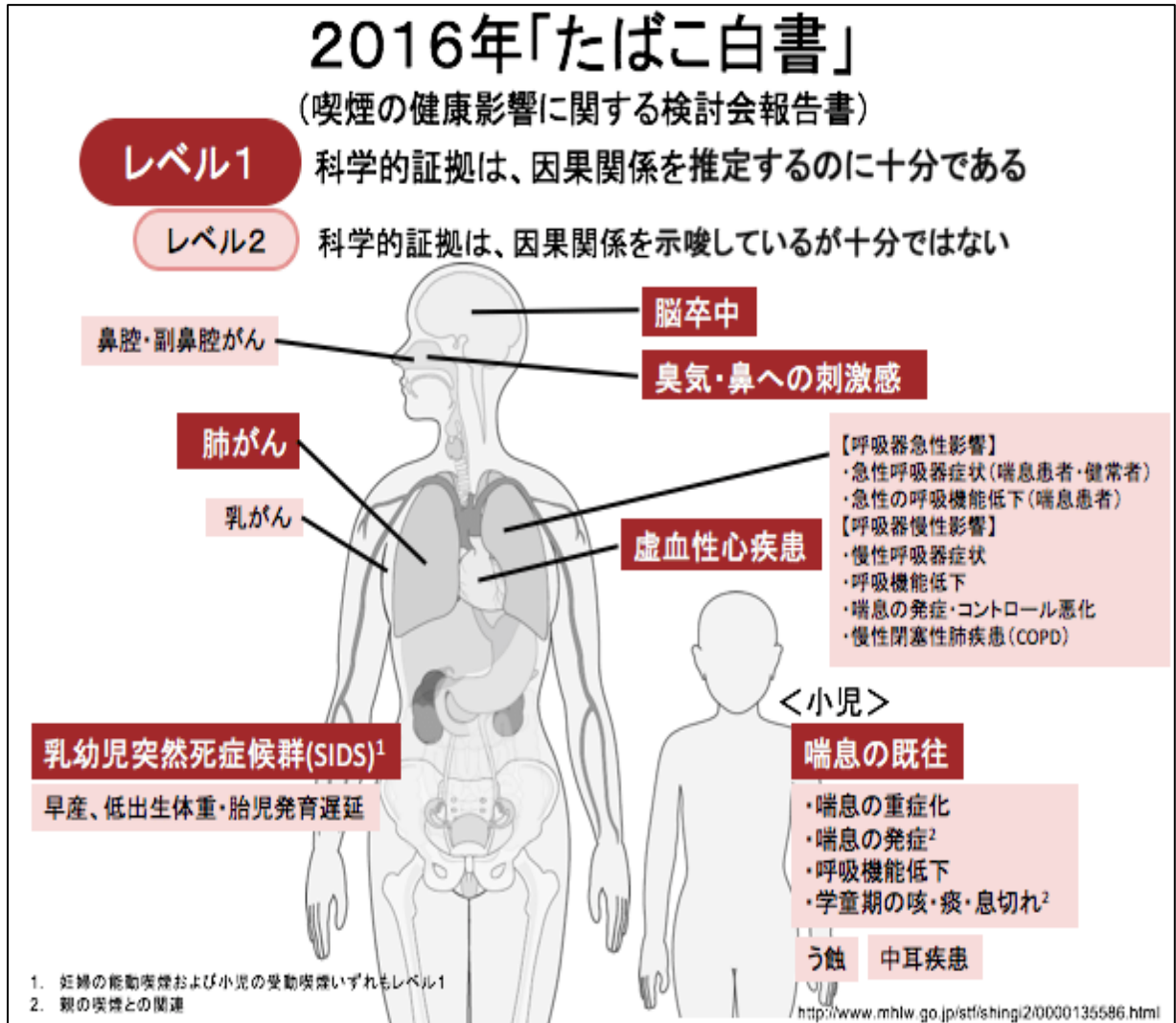


主流煙・・・  
喫煙者が直接吸い込む煙

### 3 受動喫煙による健康影響

受動喫煙の影響は、目の痛み・流涙や鼻づまり、のどの不快な症状、頭痛等の諸症状や、呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等のほか、肺がん、心臓病の発症リスクの増加等が指摘されています。また、妊婦が喫煙することで、早産、低出生体重、発育遅延など、胎児の全身へ影響がおよびます。出産後は、乳児突然死症候群が指摘されています。特に子どもの受動喫煙は、咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされています。

## <健康影響>



厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」(研究代表者 片野田耕太)  
厚生労働科学研究費補助金「受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究」(研究代表者 中村正和) 作成のスライド

## 第3章 用語の定義

### 1 禁煙

最も効果的な受動喫煙防止対策で、建物を含んだ敷地内全体を禁煙とする「敷地内禁煙」（全面禁煙）と、建物内だけを禁煙とする「屋内禁煙」があります。

#### （1）敷地内禁煙

- ・ 敷地内（施設を含む）がすべて禁煙であること
- ・ 敷地内（施設を含む）に灰皿を設置していないこと



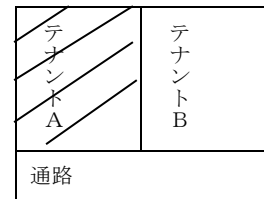
#### （2）屋内禁煙（施設全体）

- ・ 屋内全体が禁煙であること
- ・ 屋内に灰皿を置いていないこと
- ・ 屋外に喫煙場所がある場合は、標示しており、喫煙場所の位置については、出入口付近を避け、非喫煙者に配慮していること



### (3) 屋内禁煙（テナント等区分所有）

- ・テナント等の内が禁煙であること
- ・テナント等の内に灰皿を置いていないこと
- ・屋内の共用部分（廊下、ホール等）にも灰皿を置いていないこと



## 2 完全分煙

建物内を禁煙にできない場合は、次善の策として、喫煙場所から非喫煙場所へ煙が流れないようにします。

## 3 その他

加熱式たばこについても有害物質が含まれるため、現状では、通常のたばこと同様の取扱いとします。

## 第4章 受動喫煙防止対策の目指す姿

### 1 戸田市全体

方針：多くの人が利用する施設の敷地内禁煙を目指します

戸田市における受動喫煙防止対策の基準を設定して、敷地内禁煙を目指します。ただし、施設等の状況によって、対応が難しい場合は、国の対策を鑑み段階的にその状況に応じた対策をとることとします。



対策の基準	施設等の種別	備考
<p>1. 敷地内禁煙 (敷地内を含む全面禁煙)</p>	<p>①保健・医療関連の施設 例：保健センター、病院、診療所、歯科診療所</p> <p>②教育機関 例：小中学校</p> <p>③こども関連の施設 例：保育所、幼稚園、児童センター</p>	<p>* <u>未成年者、妊産婦、病気の方などが利用する施設</u></p>
<p>2. 敷地内禁煙推進 (敷地内を含む全面禁煙、屋内禁煙又は完全分煙)</p>	<p>①官公庁、スポーツ施設 例：庁舎、スポーツセンター、野球場、サッカー場</p> <p>②集会施設、公共交通機関 例：町会会館等、駅</p> <p>③飲食店、宿泊施設等 例：レストラン、ホテル</p>	<p>* <u>限定された場所で多くの人</u>が利用する施設</p> <p>禁煙が困難な場合は、利用者の目的や業態に応じた分煙に取り組むことが望まれます。</p>
<p>3. 受動喫煙防止のための配慮が必要</p>	<p>① 一般道路、通学路、公園等</p>	<p>* <u>公共的な場所</u></p> <p>周囲に人がいる場合には、他へ移動する、たばこを吸わない、歩きたばこをしない、通学路の通学時間帯にたばこを吸わないなどの喫煙マナーと、社会的なルールを守ることが求められます。</p>

## 2 公の施設・市庁舎等市が管理する施設

方針：敷地内に喫煙場所が複数ある、又は喫煙場所が集まる区域は、喫煙場所を減らしながら実施可能な施設から敷地内禁煙を進めることとします。

対策の基準	施設等の種別
A. 敷地内禁煙 実施	戸田公園駅前行政センター、健康福祉の杜(福祉保健センター・障がい者施設・特別養護老人ホーム等)、市民医療センター、老人保健施設、児童センター、公立保育園、小中学校、学校給食センター
B. 敷地内禁煙 重点推進 (敷地内を含む全面禁煙)	市役所、教育センター、図書館・郷土博物館、スポーツセンターなど
C. 敷地内禁煙 推進 (敷地内を含む全面禁煙、 屋内禁煙又は完全分煙)	上記以外の施設 文化会館、福祉センター、コンパル、あいパルなど

## 3 実施時期

平成 30 年 5 月 31 日(世界禁煙デー)から上記のとおりとします。

## 第5章 戸田市における受動喫煙防止の取り組み

I 喫煙が健康に与える影響について普及啓発します

II 公共施設や企業、地域の関係機関と連携して取り組みます

### 《禁煙実施店認定制度》

戸田市では、以下の条件をすべて満たす店舗を「戸田市認定禁煙実施店」として確認及び登録を実施しています。禁煙実施店には、認定ステッカーを交付し、店舗に貼付していただきます。



- ① 飲食店店内全体が禁煙であること
- ② 飲食店及び隣接する従業員スペースに灰皿を置いていないこと
- ③ テナントの場合、廊下やホールなどの共有部分にも灰皿を置いていないこと

## 参考資料

### ◎健康増進法 25 条による受動喫煙防止

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 5 章 第 2 節

（受動喫煙の防止）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用するものについて、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### ◎厚労省通知（平成 22 年）による受動喫煙防止対策の基本的な方向性

- ・ 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。
- ・ 全面禁煙を実施する場所では、その旨を表示し周知を図ると共に、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。
- ・ 少なくとも、官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。